

**取扱注意**

# 労保連労働災害保険 加入勧奨実施マニュアル

令和元年7月



一般  
社団法人

**全国労働保険事務組合連合会**

このマニュアルは内部資料につき、  
取扱いには十分ご注意ください。

## はじめに

労保連労働災害保険は、全国労働保険事務組合連合会(以下「全国労保連」という。)の会員労働保険事務組合(以下「会員事務組合」という。)の委託事業場の福祉の増進に資する事業として、昭和58年6月に損害保険会社との団体保険契約の労災上乗せ補償制度として始まり、昭和62年6月からは、全国労保連が独自に運営する労保連労働災害共済事業として発足し、平成25年4月からは、厚生労働省から特定保険業の認可を受け、労保連労働災害保険事業として事業を展開しているところです。

労保連労働災害保険事業は、現在1万8千の事業場が加入していますが、委託事業における労働災害に係る上乗せ補償による労働者保護の充実という観点からも、更に加入拡大を進める必要があります。

本マニュアルは、保険募集人が加入勧奨を行うに当たり、取扱事務組合が行うこと、委託事業場への勧奨の進め方などのポイントなどを掲載しましたので、加入勧奨業務をする際の参考としてください。

令和元年7月

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

# 目 次

I	労保連労働災害保険事業について	1
II	取扱事務組合の取組について	6
III	事前準備について	8
IV	提案のポイント	9
V	勧奨の進め方(具体的例)	11
VI	資 料	
1	契約関係書類	
(1)	労保連労働災害保険 契約申込書作成依頼書	17
(2)	労保連労働災害保険 契約申込書	19
(3)	保険金の種類・型の内容(保険契約申込書3枚目裏面)	20
(4)	労保連労働災害保険 重要事項説明書(保険契約申込書4枚目表面)	21
2	業種別年間基本保険料率表	
(1)	脳・心臓疾患及び精神障害の補償あり	23
(2)	脳・心臓疾患及び精神障害の補償なし	25
3	労保連労働災害保険と他保険との比較	27
4	保険金の支払事例	
(1)	建設業の事例(業種コード31~38)	28
(2)	製造業の事例(業種コード41~66)	28
(3)	運輸業の事例(業種コード71~74)	30
(4)	その他の業種の事例	30
5	平成30年労働災害発生状況(厚生労働省発表)	32
6	労災事件における賠償額	35

# I 労保連労働災害保険事業について

## 1 労保連労働災害保険とは

労保連労働災害保険(以下「労働災害保険」という。)は、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会(以下「全国労保連」という。)の会員労働保険事務組合(以下「会員事務組合」という。)の委託事業場の福祉の増進に資するため、厚生労働省から特定保険業の認可を受け実施している保険です。

### (1) 労働災害保険の趣旨

労働災害に伴う補償は、国の労働者災害補償保険(以下「労災保険」という。)により公的な補償が行われていますが、昨今はそれ以外に事業主に対して、何らかの上積み補償が求められるケースも見られます。このようなことに対応するため、労働者に対する労災保険の上乗せ補償の費用を担保することを目的とし、委託事業場の労働福祉に寄与するために設けられたのが、労働災害保険です。

### (2) 労働災害保険の取扱

労働災害保険を取扱うことができるのは、全国労保連の本部・支部と会員事務組合のみとなります。

会員事務組合が労働災害保険の業務を取扱うには、事前に全国労保連へ業務取扱の申込と保険業法に基づき全国労保連との保険代理店委託契約を締結し、厚生労働大臣に保険代理店設置の届出を行って、初めて取扱いができることとなります。

### (3) 労働災害保険の仕組

労働災害保険は、委託事業場の労働者や特別加入者(以下「労働者等」という。)が、業務上又は通勤により負傷若しくは疾病を発症し、労災保険法上の保険給付の支給決定を受けた場合に、その上乗せとして保険金を支払うものです。

なお、労働災害保険の給付基礎日額、障害等級や休業日数の認定については、労災保険法の決定に従います。

労働災害保険は、労災保険とは異なり、保険金は委託事業主にお支払いします。ただし、最終的には委託事業主から補償金として、全額被災者又はその遺族にお渡しいただきます。被災者又はその遺族からは、その受領書が必要となります。委託事業主が保険金の全部または一部を被災者又はその遺族に対して支払わなかった場合には、その保険金は全国労保連に返還していただくこととなります。

なお、委託事業主が指図書を提出した場合には、全国労保連から直接被災者又はその遺族に保険金の全額をお支払いします。

## 2 労働災害保険の特長

労働災害保険は、以下の特長があります。

### (1) 委託事業場の労働者福祉に寄与

労働災害保険は、国の労災保険に上乗せする法定外補償制度です。保険金は、委託事業主を通じて労働者に支払われますので、委託事業場の労働者福祉に寄与した制度となります。

## (2) 国の労災保険制度に準拠

保険料や保険金の計算は、原則として国の労災保険制度に準拠しておりますので、通勤災害も対象となります。このため、労働災害保険の保険料は、取扱事務組合が委託事業主の労働保険料を計算する際に簡単に計算できます。

また、国の労災保険制度に準拠していることから、契約者である委託事業主とのトラブルがなく、安心して保険契約ができます。

## (3) 加入手続きが簡単

加入の際の審査は必要ありません。過去の災害発生歴に関係なく加入することができます。災害発生歴によって保険料の変化はありません。

ただし、暴力団等の反社会的勢力・団体からの契約申込はお引受けできません。

## (4) 特別加入者も対象

労災保険に特別加入している中小事業主等、一人親方等、海外派遣者も加入できます。ただし、海外派遣者は海外危険担保特約が必要です。

## (5) 保険金の請求手続きが簡単

保険金を請求する際の必要書類は、原則として厚生労働省から送付されてきた「支給決定通知書」と労働基準監督署に提出した「保険給付支給請求書」の写しだけです。医療機関等の証明書は必要ありません。

また、保険金は、必要書類が全国労保連本部又は取扱事務組合に届いてから 30 日以内にお支払いします。

## (6) 下請工事も加入が可能

建設業で下請工事を行う場合に、下請工事も加入することができる下請事業担保特約制度があります。

## 3 補償内容

保険金は、被災労働者の給付基礎日額を基礎としているため、給付される額は被災労働者の収入に見合った額となります。また、4 日以上 of 休業、後遺障害、死亡に至るまで補償されます。

### (1) 休業保険金

#### 被災労働者が休業した場合に補償（A 型のみ）

休業 4 日目から 1,092 日（3 年間）を限度として、給付基礎日額の 20% をお支払いします。国の労災保険から 80%（特別支給金を含む）支給されるため、労働災害保険と合わせて 100% の収入が補償されます。

### (2) 障害保険金

#### 被災労働者が障害の認定を受けた場合に補償

労災保険で定める第 1 級から第 14 級までの障害等級に応じ、契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします。

### (3) 死亡保険金

#### 被災労働者が死亡した場合に補償

契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額をお支払いします。

3口加入の場合は最高3,000日分をお支払いします。給付基礎日額が1万円の場合は、3,000万円となります。

#### (4) 死亡弔慰金

##### 死亡保険金とは別に死亡弔慰金

死亡保険金が支払われた場合、死亡保険金とは別に一律30万円をお支払いします。2口又は3口加入の場合も30万円となります。

#### 4 保険の型等

A型……死亡・障害・**休業**を補償

B型……死亡・障害を補償

補償日数に応じ、I型（死亡600日）、II型（死亡800日）、III型（死亡1,000日）

保険の型は、A型・B型の2種類あり、それぞれ死亡保険金・障害保険金の補償内容に応じてI型・II型・III型の3つの区分に分かれます。

そして、死亡と障害の補償額が2倍、3倍とするため、3口まで加入することができます。

また、それぞれの型で、脳・心臓疾患および精神障害を対象とする保険と対象としない保険のいずれかを選択してください。

#### 5 保険料

保険料は、業種及び賃金総額により算出します。

$\text{年間保険料} = \left( \begin{array}{c} \text{労働者年間賃金総額} \\ \text{(10円未満切捨)} \end{array} + \begin{array}{c} \text{特別加入者賃金総額} \\ \text{(1,000円未満切捨)} \end{array} \right) \times \text{業種別保険料率}$
--

※ 保険期間の途中から加入する場合、保険料は月割で計算します。

#### 6 労働災害保険の手続

##### (1) 加入者

全国労保連の会員事務組合に、労働保険の事務処理を委託している事業主に限ります。

暴力団等の反社会的勢力・団体からの加入申し込みはできません。

保険契約は、保険契約申込書により取扱事務組合に申込みをした日に成立し、契約申込の撤回又は解除（クーリングオフ）はできません。

##### (2) 加入期間

加入期間は、毎年8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。

有期の建設事業（単独有期事業）については、その期間のみの契約（有期事業担保特約）もできます。

期間の途中から加入又は解約するときは、保険料は月割で計算します。

##### (3) 補償対象者

事業場の従業員（臨時、パート、アルバイト等も含む）が対象となります。

また、事業主、一人親方等も特別加入することにより補償の対象になります。  
なお、建設事業であって、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とみなして保険料を算出した場合には、下請従業員も対象になります。

#### (4) 保険料の支払

保険料は、毎年7月31日までに取扱事務組合に払い込みます。保険料を払い込んでいない場合は、契約開始日から払込みがあった日までの間に発生した労働災害については、保険金の支払いができません。

年度途中から契約する場合は、保険契約申込書提出の際に取扱事務組合に払込みます。

### 7 労働災害保険金の請求

委託事業場で労働災害が発生又は通勤により労働者等が負傷等した場合は、以下の手続により保険の請求を行ってください。なお、保険金の支払い請求の権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して、3年間行われないうちは、当該期間の経過をもって消滅します。

#### (1) 労働災害発生通報の提出

委託事業主は、業務上の事由又は通勤により労働者等が負傷したときは、労働災害発生通報により被災者の氏名、災害発生の日時及び災害発生状況等を遅滞なく全国労保連本部に通報しなければなりません。

労働災害発生通報の様式は、約款巻末及び全国労保連のホームページにあります。

#### (2) 請求手続きの案内

全国労保連本部は、労働災害発生通報により保険金の請求書及び請求手続の案内を取扱事務組合に送付しますので、委託事業主は取扱事務組合を通じて請求の関係書類等の受取りと手続の説明を受けます。

#### (3) 保険金請求書の提出

労保連労働災害保険金請求書に必要事項を記入のうえ、①労災保険の申請の際に労働基準監督署に提出した保険給付支給請求書の写し、②労働基準監督署長から被災労働者等に送付される支給決定通知書の写し等を添付して、全国労保連本部へ提出します。

#### (4) 保険金の支払

保険金は、労保連労働災害保険金請求書等の必要書類が全国労保連又は取扱事務組合に到着した日の翌日から起算して30日以内に、委託事業主が指定した金融機関等の口座に支払います。

保険金は委託事業主にお支払いしますが、最終的には委託事業主から補償金として、全額被災者又はその遺族にお渡しいただきます。委託事業主が保険金の全部または一部を被災者又はその遺族に対して支払わなかった場合には、その保険金は全国労保連に返還していただくことになります。

なお、委託事業主が労保連労働災害保険金支払指図書を提出した場合には、全国労保連から直接被災者又はその遺族に保険金の全額をお支払いします。

#### (5) 受領書の提出

委託事業主は、保険金を受領後直ちに全額を被災者又はその遺族にお渡しいただきます。その際に、労働災害法定外補償金受領書に受領印をもらい、30日以内に写しを全国労保連本部に提出します。

なお、委託事業主が労保連労働災害保険金支払指図書により、直接被災者又はその遺族の口座を指定した場合は、受領書の提出は必要ありません。

### 8 労働災害保険のメリット

#### (1) 非課税

事業主が負担する保険料は、個人事業主の場合は必要経費として、法人事業主の場合は損金算入が認められています。

また、支払われる保険金は課税所得となりません。

#### (2) 特別加入

労災保険に特別加入している事業主、一人親方等も加入できます。

#### (3) 保険料の割引

労働災害保険に3年以上継続加入し、直近3年間に発生した労災事故による保険金請求がなく、当該年度の支払保険料が10万円以上の事業場については、翌年度から保険料の割引が行われ、最大で8%になります。

#### 【建築事業の場合】

#### (4) 経営事項審査で加点 (15点)

労働災害保険は、公共工事入札のための経営事項審査において、加点されるための要件を満たしており、労働災害保険の契約をしていると15点の加点になります。

経営事項審査の際に必要な加入証明書は、随時発行しています。

#### (5) 下請事業担保特約

元請から下請した工事（下請工事）に係る労災事故については、元請から下請した工事のすべてを一括して「下請事業担保特約」に加入することにより、労働災害保険の補償が受けられます。

### 9 取扱事務組合のメリット

#### (1) 委託事業場の福祉の向上に貢献

労働災害に伴う補償については、事業主に対して国の労災保険のほかに更なる上乘せ補償を求められるケースが増えてきている中で、被災労働者に補償をする労働災害保険は委託事業場の福祉の向上に貢献できます。

#### (2) 16%の手数料収入による財政基盤の強化

取扱事務組合には、保険料の16%が確実に手数料となりますので、効率の良い収入が見込めます。

#### (3) 取扱事務組合の業務負担は少ない

労働災害保険の仕組みが国の労災保険に準拠しているため、業務を安心して効

率的に行うことができます。

契約申込書の取りまとめと保険料を集金して全国労保連に送付すること、保険金請求時には全国労保連本部から送られる関係書類を委託事業主に渡すことですので、取扱事務組合の負担は少ないです。なお、保険料の本部送金は口座振替をすると簡単です。

## Ⅱ 取扱事務組合の取組について

労働災害保険の普及拡大のためには、取扱事務組合としての取組方針を決め、どのように勧奨していくかについて、職員間で問題意識の共有を図ることが大切です。

### 1 体制を整える(事務分担)

労働災害保険の責任者及び担当職員を決める。

担当者は、複数の者を配置することや組織を上げて応援体制を組むことも考えられます。

### 2 目標を設定する

取扱事務組合としての目標を決めることにより、より高い効果が得られます。

#### (1) 金額

目標金額を決めますが、前年に比べてどの程度増額させるかによって決定する。保険料の16%が手数料収入となりますので、その収入の用途を決めることにより、金額をはじき出すことも考えられます。

#### (2) 件数

目標件数を決めますが、前年に比べどの程度増加させるかによって決定する。支所等がある事務組合については、それぞれに件数を決める。

#### (3) 金額と件数

目標は、金額と件数の両方とする。

### 3 加入勧奨の時期

加入勧奨の時期を決めることにより、加入勧奨が年間スケジュールに組み込まれることにより、労働災害保険の更新時のみではなく年間を通した新規加入が期待できることから、より効果が期待できます。

#### (1) 月間を決める

事務組合業務が落ち着いた時期のある月を加入勧奨月間とする。加入勧奨月間は複数月とすることもあり得ます。

労働保険の年度更新時には、年度更新業務に追われ戸別訪問に十分な時間を割くことは難しいので、丁寧な説明は困難になります。

#### (2) 新規委託事業場になった時

新たに委託事業場になった際には、取扱事務組合の方針として労働災害保険をセットで勧める。

### (3) 委託事業場を訪れた時

何らかの用務で委託事業場を訪れた際は、労働災害保険を必ず勧める。

### (4) 年度更新時

年度更新の説明時に、労働災害保険も併せて勧める。

なお、既に参加している事業主には、補償日数や口数の増などの契約の見直しについても説明する。

保険契約は、8月開始とすることなく、労災事故が起きたことを想定し国の労災保険と同様に4月開始を勧める。

## 4 加入勧奨の対象業種の決定

加入勧奨の対象業種を決めることにより、加入勧奨の件数が少なくなることから、より密度の高い説明ができることにより、効果が期待できます。

翌年度は違う業種を対象に勧奨することにより、全業種の普及拡大につながる。

### (1) 事故の多い業種

死傷者数が多い業種に絞ることにより、委託事業主の労災に対する備えの重要性を認識しているため、理解が得やすいです。

死傷者数の多い業種は、「製造業」、「建設業」、「陸上貨物運送事業」の順となっています。

### (2) 保険料の安い業種

保険料率の低い業種に絞ることにより、保険料が安価なことから勧奨しやすく、かつ加入しやすくなります。

保険料率の低い業種としては、「その他の各種事業」、「卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業」、「電気機械器具製造業」、「ビルメンテナンス業」、「金融業、保険業又は不動産業」などが挙げられます。

## 5 勧奨の方法を決める(型別)

保険の型は、A型・B型の2種類があり、それぞれ補償の内容に応じてI型・II型・III型の3区分に分かれ、そして、それぞれの型で脳・心臓疾患および精神障害(以下「脳心」という。)を対象とする保険と対象としない保険に分かれていることから、委託事業主が選択に迷ってしまう。このため、取扱事務組合として推奨する型別をあらかじめ決めて勧めることにより、その後の話がスムーズに行きます。

労働災害保険は、労災事故等が万が一発生した場合の備えであるので、フル補償をお勧めすることが肝要です。

このため、脳心あり、休業補償ありのIII型Aを勧める。ほかの上乗せ保険に参加しているときは、休業補償ありで補償日数の少ないI型A又はII型Aを勧めます。

そして、倍額補償を希望する場合は2口、高額補償を希望する場合は3口を勧めます。

## 6 手数料等の活用方法を決める(16%、奨励品)

16%の手数料収入の用途を決めて取り組むと、職員のやる気につながります。支

部によっては、優良事務組合には奨励品を出しているところもあります。

手数料収入を人件費などの管理費に充てることも一つの方法ですが、備品の購入や福利厚生費に充てる等、職員の成果が目に見えるようにすることで、職員のやる気にもつながります。

例えば、パソコンの購入、親睦旅行や懇親会の援助、ボーナスの手当でも考えられます。成果が実感できることにより、今年はさらにアップして何にするかなどの明るい展望も見えてきます。

### Ⅲ 事前準備について

取扱事務組合の取組方針に従い、委託事業場の加入勧奨に行く前の事前準備を行います。

#### 1 委託事業場の保険料を把握する

委託事業場について、取扱事務組合が推奨する型の保険料を、委託事業場の賃金総額及び業種から算出する必要があります。

##### (1) 契約申込書を作成する

全国労保連本部に契約申込書作成依頼書又はメール等で契約申込書の作成依頼をして、事前に契約申込書を準備しておく。

事前に契約申込書を作成することにより、加入勧奨した時に契約申込書を受け取ることができるメリットがあります。

支部によっては、総コンデータによって一括して本部に作成依頼しているところもあります。

##### (2) 自分で計算する

委託事業場の賃金総額及び業種から労働災害保険の保険料率表（約款別表2、業務取扱手引、マニュアルVI資料）により、推奨する型の保険料を自ら算出する。

また、補償日数の少ない区分や2口、3口の保険料についても把握し、委託事業主の希望に合った保険の型を提示できるようにしておく。

なお、保険料の見積については、平成30年12月より全国労保連本部のホームページから算出できるようになりました。

#### 2 事故事例を把握する

委託事業場の業種に係る事故事例を把握する。

具体的な事故事例を示すことにより、委託事業主の労災に対する備えの重要性を認識することになります。

#### 3 補償事例を把握する

委託事業場の業種に係る補償事例を把握する。

具体的な補償事例を示すことにより、委託事業主が保険料と保険金を勘案し、労災に対する備えの程度についての認識を新たにすることになります。

#### 4 パンフレット

委託事業場に説明するとき使用する労働災害保険のパンフレットを準備する。  
保険契約に関する事項について、重要な事柄をほぼ網羅しているので、委託事業主の理解が得られやすくなります。

## IV 提案のポイント

委託事業主に対して、上乘せ保険の必要性をわかりやすく説明し、労働災害保険を理解したうえで選択していただくように説明をする必要があります。

### 1 上乘せ補償の必要性

委託事業主が上乘せ保険の必要性を理解しないと話は前に進みません。

労働災害が発生した時には、①事業主としての社会的責任が重くなってきていること、②被災した労働者の生活を経営者としていかに守る必要があるか、③上乘せ保険に加入することにより、委託事業場で働く労働者の福祉の向上につながることを理解していただきます。

#### (1) 労働災害が発生した時の備えは十分ですか

##### ① 事業主としての責任

労働災害を起こすと安全配慮義務を問われるなど民事上の責任のほか、行政上または刑事上で問題になるなど、社会的責任は重くなってきています。

また、安全配慮義務違反の結果、裁判により損害賠償を求められることが増え、かつ、高額化の傾向にあります。

##### ② 被災した労働者の生活

被災した労働者が働けずに休業をした場合、国の労災保険からは80%（特別支給金を含む）が支給されますが、20%不足することになります。

例えば、給与が25万円の労働者の場合、国の労災保険から8割の20万円しか支給されず、5万円が不足します。

#### (2) 労働災害は身近に起きる

労働災害により平成30年の死傷者数（死亡・休業4日以上）は127,329人で、前年に比べ6,869人の増加となっています。平成30年度の雇用者数は5,596万人であることから、457人に一人が死傷していることとなります。この他に通勤途上災害があるので、多くの方が被災しています。

また、労働災害の死傷者数を年齢別にみると、高齢者の割合が年々増加しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれます。（資料出所：厚生労働省）

さらに、規模別にみると、事業所規模が小さくなるほど、労働災害発生頻度や重さの程度がともに高まる傾向にあります。

なお、労働災害保険で給付した事例では、「階段から足を踏み外した。」、「床が濡れて滑った。」、「地面が凍結して滑った。」、「物につまずいた。」などの日常でも

起き得る事例により、骨折や捻挫などにより長期にわたり休業し、休業保険金や障害保険金を受けています。

### (3) 「労働災害保険」は、事業主と従業員の生活を守る

労働災害保険は、委託事業場で働く労働者の福祉の向上に資するものであることから、従業員との信頼関係を増すことができ、ひいては、生産性向上にもつながる面があることなどの理解を得る必要があります。

また、上乘せ保険に加入していることをアピールすることにより、求人者の目に留まり、有能な人材も集まり易くなります。

## 2 労働災害保険の特長に納得

上乘せ保険である労働災害保険の特長を理解していただきます。

労働災害保険は、Iの2にありますように、

- ①事業場の労働者福祉に寄与していること、
- ②国の労災保険に準拠しているため、簡単でわかりやすく、契約者である委託事業主とのトラブルがないので安心して契約できること、
- ③加入するときには審査することなく契約できること、
- ④特別加入者も対象となること、
- ⑤労災事故等が発生し保険金請求する際の手続きは、労働基準監督署に提出した請求書の写しと厚生労働省から送付される支給決定通知書を添付するのみで、請求してから30日以内に保険金が振込まれること、
- ⑥下請工事の場合、国の労災保険は元請が成立させた保険となるが、下請工事でも加入することができ、かつその下請事業場の従業員も補償の対象となること、などを説明し、加入メリットが多い保険であることを納得していただく必要があります。

## 3 事業主の不十分な認識への気づき

委託事業主によっては、必ずしも認識が十分でないために上乘せ保険についての理解が進まない例がありますので、解りやすく説明することによりその不十分な認識に気づき、改めていただくことにより、加入に結びつける必要があります。

### (1) 労働災害は起きない

労働災害発生状況については、IVの1(2)「労働災害は身近に起きる」にありますように、労働災害が身近に起き得ることを理解してもらいます。

昨年は457人に一人の割合で死傷していますが、労働者が45年働いたと仮定すると10人に一人は死傷していることとなります。労働災害発生状況の件数は、業務上で発生したものですが、この他に通勤による災害もあります。

労働災害保険では、「路面の凍結に伴う転倒」、「階段の踏み外しによる転倒」、「物につまずいての転倒」など、日常で起き得ることにより、骨折や捻挫などで長期にわたり休業し、休業保険金や障害保険金を給付されています。今後、高齢者の就業が進むことにより、このような事例が増加することが考えられます。

### (2) 保険料が高い

労働災害保険は、国の労災保険に準拠しているため、加入や支払時の審査が複雑ではないことから安価に抑えられていると考えております。

保険料は、業種によって保険料率が異なっていますが、委託事業場の保険料を算出し、その金額が労働災害発生時のリスクと比較していただくことが肝要です。

### (3) 既に他の上乗せ保険に入っている

労働災害保険には休業保険金がメニューに入っていますが、他の保険の多くは通院保険金や入院保険金があっても休業保険金はメニューに入っていないと思います。休業期間中に病院に通院する回数は多くありませんので、毎日の労働者の生活の補償として十分とは言えません。

労働災害保険と他保険との違いをよく理解していただき、委託事業場や労働者の実情にあった保険を選んでいただくようにしてください。

また、母体団体である商工会議所や商工会等で募集している保険と全国労保連の労働災害保険を組み合わせて両方に加入していただいている事業場が数多くあることも説明してください。

### (4) 事業主の責任は済んでいる

事業主としての責任については、国の労災保険で法律上の責務は果たしていることとなりますが、IVの1（1）にありますように、民事上の争いにより損害賠償を求められることが増えてきています。

上乗せ補償をすることにより、これらの争いを少しでも未然に防ぐことができます。

### (5) 手続きが大変だ

加入の際の審査はなく、過去の災害発生歴によって保険料が変わることありません。

保険金を請求する際の必要書類は、厚生労働省から送付された「支給決定通知書」と労働基準監督署に提出した「保険給付支給請求書」の写しだけで、医療機関等の証明書などは必要ありません。

このように、国の労災保険制度に準拠した制度ですので、手続きは簡単で、保険契約者とのトラブルもなく、安心して保険契約ができます。

## V 勧奨の進め方(具体的例)

労働災害保険の勧奨については、IVの提案のポイントに記述していますが、具体的方法等をまとめましたので、加入勧奨に当たって参考にしてください。

### 1 加入勧奨のポイント

#### (1) わかりやすく丁寧な説明

労働災害保険に加入していただくためには、委託事業主の理解を得ることが必要ですので、わかりやすく、丁寧な説明することが重要です。

#### (2) 上乗せ補償の必要性を理解

労働災害は身近に起こり得ること、事故が起きたときの事業主の責任が重くなっていることを説明し、上乗せ補償の必要性についての理解を得るようにしてください。

### (3) 労働災害保険の特長を説明

労働災害保険のパンフレットにより、労働災害保険の特長を説明して、この保険が労働者福祉の向上に寄与していることを理解していただきます。

### (4) 事業主の不十分な認識への気づき

#### ① 労働災害は起きないと考えている事業主

労働災害発生状況について、厚生労働省発表資料や同じ業種の事故事例を示しながら、労働災害や通勤途上災害が身近に起きること、小規模事業所の労働災害は発生頻度や程度が高めの傾向にあることなどを説明して理解を得るようにしてください。

#### ② 保険料が高いと思っている事業主

推奨する保険の型の保険料を示し、その額が高いかどうか判断してもらうようにしてください。併せて、労災事故により実際に保険金が支払われた例などの補償事例を示して、保険料との比較をしてもらうことにより、割安さを実感できます。

それでも、高いと思っている事業主には、例えば保険料が3万円の場合は1日コーヒー1本分ぐらい、15万円の場合は勤務日に従業員1人を昼食に誘った分ぐらいに過ぎないことなど、金額を1日当たりに換算して割安さを実感してもらい、そして、もしもの時にこの補償が得られ、労働者福祉につながることを説明して理解を得るようにしてください。

#### ③ 既に他の上乗せ保険に入っている事業主

どのような保険に加入しているか聞いてください。その加入している保険と労働災害保険の違いを説明して、労働災害保険のメリットを理解してもらいます。労働災害保険が扱っている休業補償と同じ形態のものをメニュー化している保険は多くありません。その場合、休業保険金と通院保険金の違いを理解していただき、労働者の生活のためには、休業補償が必要であることを理解していただきます。

一方、労働災害保険には、事業主賠償保険はありませんので、加入している保険に事業主賠償保険があり事業主が事業主賠償保険を必要としている場合は、その保険と労働災害保険の両方の契約を勧めてください。

事務組合の母体団体では、上乗せ保険を取扱っているところが多くありますが、多くの事務組合で両方の保険に加入していることを教えてください。保険にはそれぞれの目的があり、労働災害保険は委託事業場で働く労働者の福祉の向上を目指しています。

### (5) 労働災害保険の補償内容を説明

労働災害保険のパンフレットにより、労働災害保険の補償内容を説明して、この保険の補償内容を理解していただきます。

### (6) 推奨する保険の型と保険料を説明

イ 保険の型が細分化されていることから、委託事業主がどの型を選択するか迷ってしまうことが多いと思われますので、万が一の備えであることから、フル補償をお勧めする必要があります。

脳心の有り・なしについては保険料の差が極わずかですので脳心有りを、そして、A型かB型かについては休業補償のあるA型を、I型・II型・III型の区分については補償の多いIII型を推奨し、さらに高額な補償が必要であれば、その型の2口、3口を勧めてください。併せてその場合の保険料をお示しします。

ロ 取扱事務組合で推奨する型を事前に決めている場合は、それに従い、事業主のニーズに合わせ選択していただきます。

委託事業場が他の保険に入っている場合はA型を、そして、希望する補償日数から他の保険の死亡保険金や障害保険金の補償日数を差し引いてI型・II型・III型の選択をしていただきます。

休業補償を希望しない事業主には、B型となりますが、障害補償を受ける時には、ケガのため就業することができないため休業せざるを得なくなり、治療し改善の見込みがなくなった後に障害認定が行われますので、休業が必ずあることを説明してください。事故が起きてから休業補償をつけておけばよかったと言われたいないようにするために必要なことです。

ハ また、保険の説明では、保険が支払われない免責事項についても説明してください。事故が起きてから、「こんなことは聞いていない。」、「知らなかった。」と、委託事業主とのトラブルが発生しないようにするために重要なことです。

### (参 考)

下表は主な業種の保険料率、保険料、1日当たりの保険料、保険料の平均額を示したもので、①は主な業種の保険料率です。②は事業場の賃金総額が1,000万円、脳心疾患等の補償あり、III型Aを選択した場合の保険料です。その右欄は保険料を1日当たりに換算した金額です。③は契約事業場の平均の保険料ですが、契約の型、加入口数等が様々です。

主 な 業 種	① 保険料率	② 保険料	1日当たり の保険料	③ 保険料(平均)
その他の各種事業	0.604	6,040円	16.5円	21,101円
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	0.631	6,310円	17.3円	19,153円
建築事業	8.400	84,000円	230.1円	51,306円
その他の建設事業	9.075	90,750円	248.6円	62,606円
輸送用機械器具製造業	1.566	15,660円	42.9円	45,224円
機械器具製造業	2.346	23,460円	64.3円	74,644円

### (7) 労働災害保険の加入手続きと保険請求の手続きを説明

労働災害保険のパンフレットにより、加入手続きと保険請求の手続きを説明して、この保険の手続きが簡単であることを理解していただきます。

## 2 建設事業に係る加入勧奨

建設事業の場合、①労働災害が生じると重篤な被害となることが多いこと、②経営事項審査で加点となること、③下請でも加入できること、④元請から上乗せ保険の加入を奨励されること、などが加入勧奨のポイントと考えられます。

### (1) 建設業の労働災害の状況

建設業の労働災害は、高所からの「墜落・転落」が最も多く、重篤な災害が発生する可能性が非常に高いことから、事業主はもちろん、労働者の生活に与える影響は大変大きいものになります。このため、こうしたリスク解消のための保険への加入を検討しておくことはとても大切なことです。

建設業における労働災害の増加は、慢性的な人材不足や労働力の高齢化の進展などによるものと考えられていますが、この傾向は今後も続くことが予想されます。

### (2) 経営事項審査での加点

経営事項審査における加点については、Ⅰの8(4)にあります。公共工事入札が行われる際、経営事項審査が行われ、その審査項目の中に「法定外労働災害補償制度の加入」の項があり、法定外労働災害補償制度について契約をしている場合には15点が加点されることになっていますので、公共工事の審査で有利になります。

この経営事項審査の取扱いにおいて、全国労保連は当該法定外補償制度を行う4団体の中の一つとして明記されています。

### (3) 下請事業に係る保険の加入

下請事業担保特約については、Ⅰの8(5)にあります。建設業の労災事故では元請事業者の労災保険が適用されるため、元請事業者が労働災害保険に加入していない場合には下請事業者が上乗せ補償を受けることはできません。

このため、下請事業者が労働災害保険による上乗せ補償を受けることができるように下請事業担保特約を設けています。

### (4) 元請事業者から上乗せ保険の加入奨励がある場合の対応

元請事業者から下請事業者などの取引先に対して、上乗せ保険の加入の義務付けをしている場合がありますので、その対応策として労働災害保険の加入を勧めてください。

元請事業者から求められる内容には、保険金の種類(例えば、死亡保険、障害保険)や金額(例えば、1千万円、2千万円)も含まれている場合があります。

労働災害保険では、補償する保険金額は被災労働者の給付基礎日額と加入した保険の型別に定めた日数から算出しますので、保険金を単純に1千万円、2千万円といった金額で明示することはできません。

このため、元請事業者から上乗せ保険の死亡保険金として2千万円の加入の義務付けがなされる場合において、労働者の給付基礎日額を仮に1万円とした場合は、Ⅲ型の死亡保険金は千日分ですので、1千万円となります。これでは、2千万円になりませんので2口加入する必要があります。また、労働者の給付基礎日額を仮に7千5百円とした場合は、Ⅲ型の死亡保険金は千日分ですので、750万円となり、2千万円以上にするためには3口加入することになります。

このように、委託事業主が理解するには、わかりやすく説明をする必要があります。

### 3 運輸業に係る加入勧奨

委託事業主が運輸業の場合、自動車の任意保険に入っているの上乗せ保険に入る必要はないと考えている方も多くいます。

自動車の任意保険で補償されるのは交通事故のみです。運輸業における労働災害の中で交通事故の占める割合は、全体の5.6%と少ない割合であり、かつ、交通事故全体と同様に減少傾向にありますので、自動車の任意保険で補償される割合は少ないことを説明してください。

運輸業の労働災害で多い事故の型は、トラック荷台等からの「墜落・転落」が4,410件(27.9%)、「転倒」が2,651件(16.8%)、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」2,404件(15.2%)となっており、これらの割合は昨年より増加しています。

(厚生労働省、平成30年労働災害発生状況より)

## VI 資 料

1	契約関係書類	
(1)	労保連労働災害保険 契約申込書作成依頼書	17
(2)	労保連労働災害保険 契約申込書	19
(3)	保険金の種類・型の内容（保険契約申込書3枚目裏面）	20
(4)	労保連労働災害保険 重要事項説明書（保険契約申込書4枚目表面）	21
2	業種別年間基本保険料率表	
(1)	脳・心臓疾患及び精神障害の補償あり	23
(2)	脳・心臓疾患及び精神障害の補償なし	25
3	労保連労働災害保険と他保険との比較	27
4	保険金の支払事例	
(1)	建設業の事例(業種コード31～38)	28
(2)	製造業の事例(業種コード41～66)	28
(3)	運輸業の事例(業種コード71～74)	30
(4)	その他の業種の事例	30
5	平成30年労働災害発生状況(厚生労働省発表)	32
6	労災事件における賠償額	35



**記入例**

労働災害保険への加入又は保険料のお見積をご希望の際は、この用紙に所要事項を記入し、全国労保連本部の労働災害保険課へFAX等でご送付ください。保険料を算出した労保連労働災害保険契約申込書を作成し送付いたします。

**A**

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会行

作成日 令和元年 7月20日

**労保連労働災害保険 契約申込書作成依頼書**

労働保険事務組合名 **〇〇労働保険事務組合**

<b>B</b> 労働保険番号	府県	所掌・管轄	基幹番号	枝番号	追番	
	1 3	※ ※ ※	9 0 0 0 0 5	0 0 1	0 0	
申 込 者	事業場の名称	山田建設 株式会社				
	事業主の氏名	代表取締役 山田 太郎				
	事業場の所在地	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇〇〇〇 TEL 〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
	<b>C</b> 業種コード	3 5				

**E**

①基礎賃金総額（年間） **10,000** 千円

（平成30 年度概算賃金総額）

※ 前年度の概算賃金総額をご記入ください。

業種コード31～38の賃金総額算出は次のどちらかを〇で囲んでください。

請負金額×労務费率

実賃金

**D** 保険契約期間

令和 元 年 8 月 1 日午前0時から

令和 2 年8月1日午前0時まで

**F**

特別加入者氏名	給付基礎日額	保険料算定基礎額（年間）
山田 太郎	20,000 円 × 365 =	7,300,000 円
山田 花子	10,000 円 × 365 =	3,650,000 円

＜労保連労働災害保険契約申込書作成依頼書の記入方法＞

**A**作成日  
作成依頼書を作成した日付を記入してください。

**B**労働保険番号  
保険契約申込書は労働保険番号ごとに作成するため、作成を希望する労働保険番号を記入してください。なお、追番は00としてください。

**C**業種コード  
建設業の場合は、主たる業種の業種コードを記入してください。

**D**保険契約期間  
加入又はお見積もりを希望される期間を記入してください。

**E**基礎賃金総額  
保険年度の前年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額を記入してください。（例：令和元年8月1日午前0時からの加入の場合、保険年度は令和元年度のため、平成30年度の概算賃金総額を記入します。）  
なお、新規に成立した事業場で前年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額がない場合は当年度の概算保険料の算定基礎となった賃金総額（算定された期間が1年に満たない場合は1年間の金額に相当する額に換算した額）を記入してください。

**F**特別加入者  
特別加入者の賃金総額は、被災時における保険金支払の関係上、当年度の概算保険料算定基礎額を記入してください。

20,000 × 365 =	円
3,650,000 × 365 =	円
合計 10,950,000	円
千円未満切り捨て	
② 合計 10,950	千円
賃（年間） 20,950	千円

法人 全国労働保険事務組合連合会  
FAX 03-3234-8880

理諸規則に基づき、労保連労働災害保険事業  
第三者に提供いたしません。

ご契約にあたり、重要事項説明書の記載内容を必ずご確認ください。

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会 行

労保連労働災害保険契約申込書

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会が行う労働災害保険について、普通保険約款および特約を承認し、努力団等の反社会的勢力・団体ではないこと、下記記載事項は事実と相違ないこと、および重要事項説明書の記載内容を確認のうえ、下記保険契約を申し込みます。

申込日 2019年7月20日 労働保険番号 府県所管管轄 基幹番号 枝番号 追番  
 1 3 ※ ※ ※ 9 0 0 0 0 5 0 0 1 0 0

申込者	事業場の名称*	山田建設株式会社	お申込人印 (署名欄) 重要事項説明書の説明を受けた上、受領した印をここに捺印してください。
	事業主の氏名*	代表取締役 山田 太郎	
	事業場の所在地	〒000-0000 東京都千代田区 0000	
		TEL 00-0000-0000	

保険期間	2019年8月1日午前0時より	特別加入者	特別加入者氏名*	給付基礎日額*	特別加入者氏名*	給付基礎日額*
	2020年8月1日午前0時まで		山田 太郎	20,000	山田 花子	10,000
事業の種類(概要)	業種コード 35	①基礎資金総額*		10,000 千円		
建築事業(コード38を除く。)	業種コード31~38(建設事業)の資金総額算出は下のいずれかを○で囲んでください。		請負金額×労務費率 実賃金			
①+②		③保険料算出基礎資金総額		20,950 千円		
		②特別加入者保険料算定基礎額合計		10,950 千円		

下表「ア脳心疾患等の補償あり」又は「イ脳心疾患等の補償なし」のいずれかを選択のうえ、選択した中から、申込まれる保険の型の一つに○をつけてください。

補償	脳心疾患等の補償あり	保険の型(1口)		保険料		保険の型(2口)		保険料		保険の型(3口)		保険料	
		I型A	II型A	I型A・I型B	II型A・II型B	I型A・I型B・I型B	II型A・II型B・II型B	III型A・III型B・III型B					
ア	死亡(弔慰金を含む) 障害 休業を補償	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	129,490 円	199,210 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	268,930 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	338,640 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	152,740 円	245,690 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	408,380 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	480,380 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	175,980 円	292,180 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	348,380 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	408,380 円
	死亡(弔慰金を含む) 障害を補償	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	69,720 円	139,440 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	209,160 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	278,850 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	92,950 円	185,900 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	278,850 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	348,600 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	116,200 円	232,400 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	348,600 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	408,600 円
イ	死亡(弔慰金を含む) 障害 休業を補償	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	128,880 円	198,260 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	267,640 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	337,030 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	152,010 円	244,520 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	406,460 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	480,460 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	175,140 円	290,800 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	346,980 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	406,460 円
	死亡(弔慰金を含む) 障害を補償	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	69,380 円	138,760 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	208,140 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	277,530 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	92,510 円	185,020 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	277,530 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	346,980 円
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	115,660 円	231,320 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	346,980 円	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	406,980 円

払込回数	<input type="radio"/> 1回払	<input type="radio"/> 2回払	<input checked="" type="radio"/> 3回払	分割払の内訳	1回目 43,170 円	2回目 43,160 円	3回目 43,160 円
------	---------------------------	---------------------------	--------------------------------------	--------	--------------	--------------	--------------

2分割、3分割で端数が出る場合は1回目にお繰り入れください。

取扱事務組合 記入欄	組合名	〇〇労働保険事務組合	
	所在地	〒000-0000 東京都千代田区 0000	TEL 00-0000-0000
	全国労保連への送付年月日	2019年7月21日	

(注) この申込書により取得する個人情報、当会保有個人情報の管理諸規則に基づき、労働災害保険事業の管理、運営等に限り利用するものとし、法令に基づく場合を除き、第三者に提供いたしません。  
 (注) \*がある項目(事業場の名称・事業主の氏名・事業の種類(概要)・基礎資金総額・特別加入者の有無・特別加入者の氏名および給付基礎日額)については普通保険約款第20条の告知義務に該当する項目となりますので、内容に誤りがないよう特にご注意ください。

労保連労働災害保険の型は、

- 死亡・障害・休業の補償を行う型……………A
- 死亡・障害の補償を行う型……………B

の2種類があり、A・Bとも死亡保険金・障害保険金の支払日数がI型・II型・III型の3つの区分に分かれ、それぞれの区分により保険料率が異なります。  
 脳・心臓疾患及び精神障害を対象とする保険と対象としない保険のいずれの場合も保険金の種類・型の内容は変わりません。どの型にするかは加入の際、申込人(ご契約者)がお選びください。保険金の種類・型の内容は下表のとおりです。

脳・心臓疾患及び精神障害を対象とする保険と対象としない保険のいずれかを選択してください。	脳心疾患等の補償あり
	脳心疾患等の補償なし

(保険契約申込書3枚目裏面)

保険金の種類・型の内容 (被災者本人の給付基礎日額に対する保険金支払日数)

保険金の種類/型	I型A I型B I型B (2口)	I型A I型B I型B (3口)	II型A II型B II型B (2口)	II型A II型B II型B (3口)	III型A III型B III型B (1口)	III型A III型B III型B (2口)	III型A III型B III型B (3口)	I型B I型B I型B (1口)	I型B I型B I型B (2口)	I型B I型B I型B (3口)	II型B II型B II型B (1口)	II型B II型B II型B (2口)	II型B II型B II型B (3口)	III型B III型B III型B (1口)	III型B III型B III型B (2口)	III型B III型B III型B (3口)	
死亡保険金	600日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日	600日	1,200日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日
1級	600日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日	600日	1,200日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日
2級	600日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日	600日	1,200日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日
3級	600日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日	600日	1,200日	1,800日	800日	1,600日	2,400日	1,000日	2,000日	3,000日
4級	480日	960日	640日	1,280日	1,920日	800日	1,600日	2,400日	480日	960日	1,440日	640日	1,280日	1,920日	800日	1,600日	2,400日
5級	420日	840日	560日	1,120日	1,680日	700日	1,400日	2,100日	420日	840日	1,260日	560日	1,120日	1,680日	700日	1,400日	2,100日
6級	360日	720日	480日	960日	1,440日	600日	1,200日	1,800日	360日	720日	1,080日	480日	960日	1,440日	600日	1,200日	1,800日
7級	300日	600日	400日	800日	1,200日	500日	1,000日	1,500日	300日	600日	900日	400日	800日	1,200日	500日	1,000日	1,500日
8級	240日	480日	320日	640日	960日	400日	800日	1,200日	240日	480日	720日	320日	640日	960日	400日	800日	1,200日
9級	180日	360日	240日	480日	720日	300日	600日	900日	180日	360日	540日	240日	480日	720日	300日	600日	900日
10級	120日	240日	160日	320日	480日	200日	400日	600日	120日	240日	360日	160日	320日	480日	200日	400日	600日
11級	60日	120日	80日	160日	240日	100日	200日	300日	60日	120日	180日	80日	160日	240日	100日	200日	300日
12級	30日	60日	40日	80日	120日	50日	100日	150日	30日	60日	90日	40日	80日	120日	50日	100日	150日
13級	18日	36日	24日	48日	72日	30日	60日	90日	18日	36日	54日	24日	48日	72日	30日	60日	90日
14級	12日	24日	16日	32日	48日	20日	40日	60日	12日	24日	36日	16日	32日	48日	20日	40日	60日
障害保険金	1日につき2/10																
休業保険金	30万円																
死亡弔慰金	30万円																

## 労保連労働災害保険重要事項説明書

### 労保連労働災害保険 契約概要のご説明

- ご契約に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。なお、全国労保連では、暴力団等の反社会的勢力・団体からの契約申込はお引き受けできませんので、あらかじめご了解いただきますようお願いいたします。
- この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約条項でご確認ください。また、ご不明な点につきましては、取扱事務組合または全国労保連までお問い合わせください。

#### 1. 労保連労働災害保険の仕組み

- 「労保連労働災害保険」は、業務上の事由または通勤による保険契約者である被保険者の被用者等の負傷または疾病（これらに起因する障害または死亡を含みます。）により労災保険法上の保険給付の支給決定を受けた場合に、その保険給付の上乗せとして保険金をお支払いします。なお、この保険の業務災害および通勤災害の認定ならびに障害等級および休業日数の認定については、労災保険法等の決定に従います。（所轄の労働基準監督署長の認定によります。）
  - 労災保険とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者（被災者）またはそのご遺族にお渡しいただきます。被災者またはそのご遺族からは受領書の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災者またはそのご遺族に対して支払わなかった場合には、その保険金については全国労保連にご返還いただくことになります。
- なお、被保険者が指図書を提出等した場合には、全国労保連から直接被災者またはそのご遺族に保険金の全額をお支払いします。

#### 2. 補償内容

##### (1) 保険金をお支払いする主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
死亡保険金	被用者等が労働災害（注）により死亡した場合	ご契約の死亡保険金をお支払いします。
障害保険金	被用者等が労働災害により被った負傷または疾病が治ゆたとき、労災保険法施行規則別表第1に定める身体障害が存する場合	障害等級に応じて、ご契約の障害保険金をお支払いします。
休業保険金	被用者等が労働災害により療養のため労働することができないため賃金を受けられない場合	ご契約の休業保険金をお支払いします。
死亡弔慰金	死亡保険金を支払った場合	ご契約の死亡弔慰金をお支払いします。

（注）労働災害とは、業務上の事由または通勤による被用者等の負傷または疾病（これらに起因する障害または死亡も含みます。）をいい、労災保険法上の保険給付の支給決定を受けた場合に限りです。

##### (2) 保険金をお支払いしない主な場合

保険金をお支払いしない主な場合
○保険契約者またはその事業場の責任者の故意または重大な過失による労働災害
○地震、噴火、津波による労働災害
○戦争、外国の武力行使、内乱その他これらに類似の事変または暴動による労働災害
○核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性またはこれらの特性による労働災害
○建設業であって支払賃金総額により保険料の額を算出する場合において、算出基礎に算入していない下請入人の労働者が被った労働災害
○風土病による労働災害
○職業性疾病による労働災害（ただし、脳心疾患等の補償ありを選択した場合を除く）
○被災者の故意または重大な過失のみによる被災者自身の労働災害
○被災者が道路交通法関係およびその他の法令の重大な違反により生じた労働災害
○被災者の故意の犯罪行為による被災者自身の労働災害

#### 3. セットできる特約

特約の名称	特約の概要
海外危険担保特約	海外駐在員等の労働災害を補償します。
下請事業担保特約	元請から下請負をした事業の被用者の労働災害を補償します。
有期事業担保特約	有期事業の被用者の労働災害を補償します。

#### 4. 保険期間

保険期間は、8月1日午前0時から翌年8月1日午前0時までの1年間です。ただし、保険期間の途中で申込みをする場合は、保険契約成立の日の翌日以降当該保険にかかる始期日とする日の午前0時を始期とし、保険契約成立の日の翌日以降最初に到来する8月1日午前0時までとなります。

なお、有期の建設事業についてはその期間を保険期間とすることができます。

#### 5. ご契約金額（支払限度額）

ご希望いただいた「保険の型」に応じて、保険金をお支払いします。

#### 6. 保険料

保険料（保険契約者が保険契約に基づいて全国労保連に払い込むべき金銭をいいます。）は、保険の型、事業の種類、賃金総額等によって決定されます。詳細は取扱事務組合または全国労保連までお問い合わせください。

#### 7. 保険料の払込方法

##### (1) 分割払込み

保険料は、ご契約と同時にその全額を払い込む一時払の他、払込みを3回に分ける分割払いも選択できます。

##### (2) 払込方法（経路）

保険料の払込方法は次のいずれかから選択できます。

- ① 事務組合が指定した金融機関等の口座に振込む方法
- ② 事務組合が指定した金融機関等を通じて口座振替により払込む方法
- ③ 事務組合に持参して払込む方法

#### 8. 満期返戻金・契約者配当金

この保険には、満期返戻金、契約者配当金はありません。

#### 9. 解約返戻金の有無

ご契約の解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還いたします。ただし、その場合、業務経費（既経過期間に対応する保険料の20%）を差し引いた額を解約返戻金とします。なお、算出した解約返戻金の額が1,000円に満たない場合は返還いたしません。また、保険開始日から解約日までの期間に、災害発生日がある労働災害が発生したときは、解約返戻金はありません。

なお、保険開始日から解約日までの期間に応じてお払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加のご請求をさせていただく場合があります。

(保険契約申込書4枚目裏面)

## 労保連労働災害保険 注意喚起情報のご説明

○ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご契約される前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。  
○この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は普通保険約款および特約条項でご確認ください。また、ご不明な点については、取扱事務組合または全国労保連までお問い合わせください。

### 1. クーリングオフについて（ご契約のお申込みの撤回等について）

この保険は、ご契約申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

### 2. 告知事項（ご契約時にお申し出いただく事項）

保険契約者（被保険者）には、保険契約申込書の記載事項について、ご契約時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。

この告知事項についてお申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度お確かめください。

### 3. 通知事項（ご契約後にご連絡いただく事項）

保険契約者は、保険契約申込書記載事項に変更があったときは、速やかに全国労保連までご連絡いただく義務（通知義務）があります。

ご連絡が無い場合には、保険期間の途中でであってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと（注）がありますのでご注意ください。

（注）ご連絡いただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項と事故との間に因果関係がある場合に限りです。

### 4. 重大事由による解除

保険金を搾取する目的で事故を発生させた場合や、詐欺を行った場合、信頼を損ない保険契約の存続を困難とする重大な事由（保険契約者が暴力団等の反社会的勢力・団体であった場合等）があった場合などについては、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

### 5. 調査について

全国労保連は、保険期間中いつでも保険契約者の事業場、労働災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等に関する調査を行い、不備があった場合はその改善を保険契約者に請求することができます。

### 6. 取消、無効について

次の事由に該当した場合について、既にお払込みいただいた保険料の取扱いは次のとおりです。

① 保険契約者の詐欺もしくは脅迫によってご契約を締結した場合は、ご契約は取消しとなり、既にお払込みいただいた保険料は返還しません。

② 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的でご契約を締結した場合は、ご契約は無効となり、既にお払込みいただいた保険料は返還しません。

### 7. 委託契約解除通知による解約

保険契約者が、労働保険事務について事務組合との委託契約を解除した場合は、この保険契約は、委託契約の解除の日に解約したものとします。

### 8. 保険責任開始期

保険責任は、8月1日午前0時（保険期間の途中で申込みをする場合は、保険契約成立の日の翌日午前0時）に始まりです。

保険料は保険期間の始期の前日（7月31日）までに払い込んでください。（保険期間の途中で申込みをする場合は、保険契約の申込みと同時に払い込んでください。）

なお、保険料の払込みがない場合、保険期間内であっても払込みがあった日までの間に発生した負傷または疾病については、保険金をお支払いできません。

### 9. 分割保険料の払込期限

分割保険料の払込期限は次のとおりです。

① 第1回：7月31日

② 第2回：11月30日

③ 第3回：2月28日（うるう年は2月29日）

### 10. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険には、保険料の払込猶予期間はありません。

### 11. 保険料の増額または保険金額の減額

全国労保連は、その業務または財産の状況に照らして特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、全国労保連の定めるところにより、保険期間中において、主務官庁の認可を得て、保険料を増額するまたは保険金額を減額する変更を行なうことがあります。この場合、全国労保連は、契約条件の変更の内容及び、特別の事情がある場合を除き、主務官庁の認可を取得したのちに、ご契約者にご連絡します。

### 12. 破綻時の取扱い

この保険は、保険業法で定める「保険契約者保護機構」の補償の対象外です。したがって、保険契約者保護機構が行う保険契約者に対する資金援助等の措置はありません。

### 13. 万一、労働災害が発生した場合のご注意

#### (1) 労働災害の発生

① 保険契約者は、被災者の氏名、災害発生の日時および発生状況等を遅滞なく全国労保連にご連絡ください。

② 労働災害によって生じた被害の拡大を防止または軽減するために、自己の費用で必要な措置を講じてください。

③ 労働災害が第三者の加害行為により生じたものである場合で、保険契約者および被災者が第三者に対して損害賠償の請求権を有する場合は、その権利の保全および行使について必要な手続きを行ってください。

#### (2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等

保険契約者は、労災保険法による給付の決定通知を受領した場合には、すみやかに全国労保連に通知していただくとともに、保険金請求に際しまして、以下の書類を提出していただく必要があります。

① 労災保険法による保険給付支給請求書

② 労災保険給付支給決定通知書

③ 通勤災害に関する事項の届書（通勤災害の場合のみ）

④ その他全国労保連が必要と認める書類

#### (3) 保険金のお支払時期

全国労保連は、(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等に掲げる書類をご提出いただいた日の翌日から30日以内に保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、書類が到着した日の翌日から60日以内に保険金をお支払いします。

#### (4) 保険金請求権の時効

保険金請求については時効（3年）がございますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等の詳細は普通保険約款をご確認ください。

照会先 〒102-0076 東京都千代田区五番町12-3 五番町YSビル 全国労保連本部事務局労働災害保険課 Tel.03(3234)1483/FAX03(3234)8880 e-mail hoken@rouhoren.or.jp 受付時間：月曜～金曜 午前9：00～午後5：00（土日、祝日、年末年始を除きます）
---

## 2 (1) 業種別年間基本保険料率

職業性疾病のうち、脳・心臓疾患及び精神障害の補償ありの保険料率

コード	事業の種類	I 型A	II 型A	III 型A	I 型B	II 型B	III 型B
02 03	林業	20.910	24.762	28.614	11.556	15.407	19.259
11	海面漁業(コード12を除く。)	9.007	11.106	13.216	6.329	8.429	10.538
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	8.918	10.997	13.086	6.267	8.346	10.435
21	金属鉱業、非金属鉱業(コード23を除く。)又は石炭鉱業	7.898	9.430	10.960	4.594	6.124	7.656
23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	7.090	8.845	10.601	5.266	7.022	8.777
24	原油又は天然ガス鉱業	0.974	1.205	1.435	0.692	0.923	1.153
25	採石業	21.643	27.002	32.361	16.076	21.435	26.793
26	その他の鉱業	8.145	10.063	11.980	5.754	7.672	9.590
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	18.302	22.374	26.447	12.217	16.289	20.362
32	道路新設事業	6.788	8.189	9.589	4.199	5.599	6.999
33	舗装工事業	4.090	4.891	5.693	2.406	3.208	4.009
34	鉄道又は軌道新設事業	8.024	9.984	11.945	5.881	7.841	9.802
35	建築事業(コード38を除く。)	6.181	7.291	8.400	3.328	4.437	5.547
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.728	9.474	11.219	5.236	6.981	8.726
37	その他の建設事業	6.481	7.778	9.075	3.892	5.189	6.486
38	既設建築物設備工事業	6.571	7.751	8.930	3.538	4.717	5.897
41	食料品製造業	0.824	0.994	1.165	0.512	0.683	0.854
42	繊維工業又は繊維製品製造業	1.027	1.265	1.502	0.713	0.952	1.189
44	木材又は木製品製造業	3.951	4.835	5.719	2.650	3.534	4.418
45	パルプ又は紙製造業	2.086	2.584	3.084	1.495	1.993	2.493
46	印刷又は製本業	0.838	1.032	1.224	0.578	0.772	0.964
47	化学工業	1.196	1.481	1.766	0.854	1.139	1.425
48	ガラス又はセメント製造業	1.007	1.223	1.439	0.648	0.865	1.080
49	その他の窯業又は土石製品製造業	2.037	2.381	2.724	1.030	1.374	1.718
50	金属精錬業(コード51を除く。)	1.874	2.356	2.840	1.450	1.932	2.416
51	非鉄金属精錬業	1.853	2.243	2.633	1.170	1.560	1.950

コード	事業の種類	I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B
52	金属材料品製造業 (コード53を除く。)	4.377	5.403	6.428	3.078	4.104	5.131
53	鋳物業	2.804	3.418	4.033	1.842	2.457	3.071
54	金属製品製造業又は金属加工業 (コード55、63を除く。)	3.716	4.637	5.558	2.763	3.685	4.607
55	めっき業	1.728	2.117	2.505	1.164	1.552	1.941
56	機械器具製造業 (コード57、58、59、60を除く。)	1.605	1.975	2.346	1.110	1.481	1.851
57	電気機械器具製造業	0.485	0.597	0.707	0.333	0.444	0.555
58	輸送用機械器具製造業 (コード59を除く。)	1.071	1.318	1.566	0.744	0.993	1.241
59	船舶製造又は修理業	4.311	5.240	6.168	2.786	3.714	4.643
60	計量器、光学機械、時計等製造業 (コード57を除く。)	0.497	0.607	0.717	0.331	0.441	0.552
61	その他の製造業	1.489	1.846	2.202	1.068	1.425	1.781
62	陶磁器製品製造業	2.067	2.416	2.765	1.046	1.395	1.744
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (コード55を除く。)	3.867	4.826	5.784	2.876	3.835	4.794
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1.553	1.925	2.296	1.114	1.486	1.857
66	コンクリート製造業	2.108	2.464	2.820	1.066	1.422	1.778
71	交通運輸事業	1.407	1.626	1.845	0.655	0.874	1.093
72	貨物取扱事業 (コード73、74を除く。)	3.009	3.537	4.066	1.585	2.114	2.642
73	港湾貨物取扱事業 (コード74を除く。)	6.871	8.079	9.287	3.623	4.831	6.039
74	港湾荷役業	9.363	11.285	13.207	5.765	7.687	9.607
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0.825	1.022	1.218	0.589	0.785	0.983
90	船舶所有者の事業	21.084	25.226	29.374	12.442	16.585	20.732
91	清掃、火葬又はと畜の事業	2.431	2.885	3.338	1.360	1.813	2.266
93	ビルメンテナンス業	0.468	0.559	0.651	0.276	0.367	0.459
94	その他の各種事業	0.434	0.518	0.604	0.256	0.340	0.426
95	農業又は海面漁業以外の漁業	1.132	1.372	1.613	0.721	0.962	1.202
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	0.607	0.726	0.845	0.358	0.476	0.596
97	通信業、放送業、新聞又は出版業	0.432	0.517	0.602	0.255	0.339	0.424
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	0.453	0.541	0.631	0.267	0.355	0.445
99	金融業、保険業又は不動産業	0.434	0.519	0.605	0.256	0.341	0.426

## 2(2) 業種別年間基本保険料率

職業性疾病のうち、脳・心臓疾患及び精神障害の補償なしの保険料率

コード	事業の種類	I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B
02 03	林業	20.812	24.646	28.480	11.501	15.335	19.169
11	海面漁業(コード12を除く。)	8.964	11.054	13.154	6.299	8.389	10.489
12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	8.876	10.945	13.025	6.237	8.307	10.386
21	金属鉱業、非金属鉱業(コード23を除く。) 又は石炭鉱業	7.861	9.385	10.909	4.572	6.095	7.620
23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	7.057	8.804	10.551	5.242	6.989	8.736
24	原油又は天然ガス鉱業	0.969	1.199	1.428	0.688	0.919	1.148
25	採石業	21.542	26.875	32.209	16.001	21.334	26.668
26	その他の鉱業	8.106	10.016	11.924	5.727	7.636	9.545
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	18.216	22.269	26.323	12.160	16.213	20.267
32	道路新設事業	6.756	8.150	9.544	4.180	5.573	6.966
33	舗装工事業	4.071	4.868	5.667	2.394	3.193	3.991
34	鉄道又は軌道新設事業	7.986	9.938	11.889	5.853	7.805	9.756
35	建築事業(コード38を除く。)	6.152	7.256	8.360	3.312	4.416	5.521
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	7.692	9.430	11.167	5.211	6.948	8.685
37	その他の建設事業	6.451	7.742	9.033	3.874	5.165	6.456
38	既設建築物設備工事業	6.540	7.714	8.888	3.521	4.695	5.869
41	食料品製造業	0.820	0.989	1.160	0.510	0.680	0.850
42	繊維工業又は繊維製品製造業	1.022	1.259	1.495	0.710	0.947	1.184
44	木材又は木製品製造業	3.933	4.812	5.692	2.638	3.517	4.398
45	パルプ又は紙製造業	2.076	2.572	3.069	1.488	1.984	2.481
46	印刷又は製本業	0.834	1.027	1.219	0.576	0.768	0.960
47	化学工業	1.190	1.474	1.758	0.850	1.134	1.418
48	ガラス又はセメント製造業	1.003	1.218	1.432	0.645	0.860	1.075
49	その他の窯業又は土石製品製造業	2.027	2.369	2.712	1.026	1.368	1.710
50	金属精錬業(コード51を除く。)	1.865	2.345	2.826	1.443	1.923	2.404
51	非鉄金属精錬業	1.845	2.232	2.620	1.164	1.553	1.941

コード	事業の種類	I型A	II型A	III型A	I型B	II型B	III型B
52	金属材料品製造業 (コード53を除く。)	4.356	5.377	6.398	3.064	4.085	5.107
53	鋳物業	2.791	3.402	4.014	1.834	2.445	3.057
54	金属製品製造業又は金属加工業 (コード55、63を除く。)	3.698	4.616	5.532	2.750	3.668	4.585
55	めっき業	1.720	2.107	2.493	1.159	1.545	1.932
56	機械器具製造業 (コード57、58、59、60を除く。)	1.597	1.966	2.335	1.105	1.474	1.842
57	電気機械器具製造業	0.483	0.594	0.704	0.332	0.442	0.553
58	輸送用機械器具製造業 (コード59を除く。)	1.066	1.312	1.559	0.740	0.988	1.235
59	船舶製造又は修理業	4.291	5.215	6.139	2.773	3.697	4.621
60	計量器、光学機械、時計等製造業 (コード57を除く。)	0.494	0.604	0.714	0.330	0.439	0.549
61	その他の製造業	1.482	1.837	2.191	1.063	1.418	1.772
62	陶磁器製品製造業	2.057	2.405	2.752	1.041	1.388	1.735
63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (コード55を除く。)	3.849	4.803	5.757	2.862	3.817	4.772
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1.546	1.916	2.286	1.108	1.479	1.848
66	コンクリート製造業	2.098	2.452	2.806	1.061	1.415	1.770
71	交通運輸事業	1.400	1.619	1.836	0.652	0.870	1.088
72	貨物取扱事業 (コード73、74を除く。)	2.995	3.520	4.047	1.577	2.104	2.630
73	港湾貨物取扱事業 (コード74を除く。)	6.838	8.041	9.243	3.606	4.808	6.011
74	港湾荷役業	9.319	11.232	13.145	5.738	7.651	9.562
81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	0.821	1.017	1.212	0.587	0.782	0.978
90	船舶所有者の事業	20.985	25.107	29.236	12.383	16.507	20.635
91	清掃、火葬又はと畜の事業	2.420	2.872	3.322	1.354	1.804	2.255
93	ビルメンテナンス業	0.466	0.557	0.648	0.275	0.365	0.457
94	その他の各種事業	0.432	0.516	0.601	0.254	0.338	0.424
95	農業又は海面漁業以外の漁業	1.126	1.366	1.605	0.717	0.957	1.197
96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	0.604	0.722	0.841	0.356	0.474	0.593
97	通信業、放送業、新聞又は出版業	0.430	0.514	0.599	0.254	0.337	0.422
98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	0.451	0.539	0.628	0.266	0.354	0.443
99	金融業、保険業又は不動産業	0.432	0.517	0.602	0.255	0.339	0.424

### 3 労保連労働災害保険と他保険との比較

保険金の種類	労保連労働災害保険	他社の保険の例
休業保険金	休業について最長1,092日を限度として、給付基礎日額の20%を支払う。(2,000円) 【従業員への補償】	—
障害保険金	障害等級(1～14級)に応じ、契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額を支払う。 〔 1級の場合: 600日～3,000日分 14級の場合: 12日～ 600日分 (上肢: 800万円) 4級800日 (眼: 200万円) 10級200日 【従業員への補償】	後遺障害の程度により、死亡・後遺障害保険金(1千万円)の4～100%を支払う。 ・上肢を肘以上で失った場合: 69%(690万円) ・1眼の矯正視力が0.1以下となった場合: 20%(200万円) 【従業員への補償】
死亡保険金	契約した保険の型別に定めた日数に給付基礎日額を乗じた金額を支払う。 (600日～3,000日分) (1,000万円) 【従業員への補償】	死亡・後遺障害保険金の全額(1千万円) 【従業員への補償】
死亡弔慰金	死亡保険金が支払われた場合、一律30万円を支払う。 【従業員への補償】	—
入院保険金	—	入院日数に対し、1,000日を限度に入院保険金日額を支払う。(1日5千円) 【従業員への補償】
手術保険金	—	入院及び外来で手術を受けたとき、入院保険日額の10倍・5倍の額を支払う。 【従業員への補償】
通院保険金	—	事故から1,000日以内の通院日数90日を限度として通院保険金日額を支払う。(3千円) 【従業員への補償】
事業主費用補償特約	—	死亡・後遺症を負った場合、補償対象者の葬儀等に関する費用を100万円を限度として支払う。 【企業への補償】
使用者賠償補償	—	使用者が負担する法律上の損害賠償責任を1億円を限度に支払う。 【企業への補償】

\* 他社の給付金額は、仮の金額です。

労保連労働災害保険は、Ⅲ型Aの契約で平均給付基礎日額が1万円の場合です。

## 4 保険金の支払事例

### I 建設業の事例(業種コード31～38)

番号	業種	被災者	災害事例	保険金の支払い状況
1	建築事業	男性71歳	現場の帰りにトイレに寄った後、トイレを出たところで段差に躓いて転倒した。(頸椎損傷)	・休業保険金1,045,000円(1,045日分) ・障害保険金3,018,000円(1級)
2		男性53歳	アパートの改修工事にて脚立に乗りペンキを塗っていたところ、脚立から落下して負傷した。	・休業保険金24,000円(24日分) ・障害保険金300,000円(11級)
3		男性53歳	作業現場での作業終了後、自動車で営業所へ戻る途中、ガードレールに衝突、頭を強打した。	・死亡保険金10,467,000円
4		男性82歳	建設会社に向かう途中、横断歩道歩行中にトラックにはねられた。	・死亡保険金5,100,000円
5		男性73歳	屋根の葺替え作業中、足を滑らせ落下した。	・死亡保険金4,210,000円
6		男性52歳	伐採作業中、切り出した木が斜面を転がり出した為止めようとしたところ、滑落した。	・死亡保険金6,300,000円
7		男性63歳	屋根工事作業中に、足を滑らせ5m下の道路に落下し頭を強打した。	・死亡保険金5,926,200円
8	機械装置の組立 又は据付の事業	男性61歳	破砕機の下で鉄の板のはまり具合を調整中に吊り下げているフックが外れ左足の上に落ち負傷した。(大腿骨 転子部骨折)	・休業保険金46,116円(28日分)
9	その他の建設事 業	男性60歳	スラブ型枠貼りのため、クレーンにてベニヤの荷取りをしていたところ、誤って高さ3.5mから根太と根太の間に 転落した。(頸椎損傷)	・休業保険金166,600円(238日分) ・障害保険金2,108,400円(3級)
10	既設建築物 設備工事業	男性73歳	温水器の水漏れ点検中、屋根に上るため梯子を登ったところ、踏棧が外れて高さ2mから落下した。(腰椎圧 迫骨折)	・障害保険金2,400,000円(8級)
11		男性35歳	下水道管理設工事中、約2mの深さで崩れてきた土砂に埋もれた。	・死亡保険金8,126,400円

### II 製造業の事例(業種コード41～66)

1	食料品製造業	男性38歳	焼きそばを蒸す機械の修理中、誤って装置を稼働してしまい、左手をチェーンに挟まれた。(第1指IP関節切 断)	・休業保険金22,295円(13日分) ・障害保険金5,145,000円(9級)
2		男性63歳	工場内で清掃中、仕上機の周りのほこりを落としていた際、誤って足を踏み外し仕上機から落下した。(左腰椎 横突起骨折)	・休業保険金13,600円(16日分)
3		女性57歳	作業が終わり、休憩をとるために工場外の休憩室へ行く途中、急いでいたため走って行こうとしたところ、足が もつれ前のめりに転倒し、停めてあったフォークリフトに頭部を強打した。(頸髄損傷)	・休業保険金472,553円(499日分) ・障害保険金6,130,000円(1級)
4	繊維工業又は織 維製品製造業	女性64歳	事業場の駐車場で車を降りた際、強風でつまずき転倒した。(左足骨折)	・休業保険金47,702円(61日分)
5	木材又は木製品 製造業	男性63歳	作業場で材木を枕木に切る作業中、横切盤に木くずがあり、除去しようとした際に鋸に指が触れた。(右示指 切断、右中指伸筋腱断裂)	・休業保険金191,337円(177日分) ・障害保険金540,700円(11級)
6	パルプ又は紙製 造業	男性33歳	工場内において巻取機で紙管に両面テープを貼っている際、紙管と紙管を固定する部分に手を挟んだ。(左 環指切断、左中指圧挫創)	・休業保険金154,770円(105日分) ・障害保険金147,400円(14級)
7	印刷又は製本業	男性43歳	製本機の清掃作業中、蓋板を開けて頭を潜り込ませた状態で作業をしていたところ、蓋板が頭部へ落下し、そ の勢いで製本機のふちに手をついた。(頭部挫傷、右肩関節脱臼)	・休業保険金442,332円(198日分)

8	化学工業	男性63歳	昆虫飼育用ダニよけ砂の袋詰め作業中、機械の計量する部分に付着した砂を除去しようと指を入れてしまい、指を挟んだ。(右示指切断)	・休業保険金508,445円(365日分) ・障害保険金139,340円(14級)
9	ガラス又はセメント製造業	男性49歳	ガラス切断作業中、ガラスを切断機に乗せるためクレーンで移動中、ガラスが揺れ出したので抑えたところ、左親指に当たり負傷。(左母指切創)	・休業保険金86,520円(40日分)
10	その他窯業又は土石製品製造業	男性30歳	工場内において機械で製品のカットをしている際、端材を取り除こうとした時に機械の刃が当たった。(左手・前腕挫減創)	・障害保険金3,013,800円(9級)
11	金属材料品製造業(鋳物業を除く)	男性63歳	パイプ巻取機をトラックからフォークリフトで降ろす際に、巻取機が横滑りしたためあわてて手で押さえようとして、建物と巻取機の間に手を挟まれた。(右環指基節部切断)	・障害保険金293,160円(11級)
12	鋳物業	男性54歳	品物の上にウェイトをセッティングする作業中、ウェイトの吊部分とワイヤーの間に手を挟んだ。(右第2指末節骨開放骨折)	・休業保険金27,000円(15日分)
13	金属製品製造業又は金属加工業	男性58歳	工場内で鉄骨の材料を切断作業中、回転する刃に皮手袋が巻き込まれた。(右手指切断)	・休業保険金540,380円(205日分) ・障害保険金7,909,200円(7級)
14	めっき業	男性23歳	めっきラインの水洗槽から製品のかかったバーを引き上げた時に、バーの溶接部に亀裂が生じ、製品とともにバーが落下し、外れた受け部分が当たった。(中心性頸髄損傷)	・休業保険金25,167円(19日分)
15	機械器具製造業	男性43歳	鉄骨製作工場にてクレーンを操作していたところ、吊り上げたチェーンが切断し、H型鋼が崩れてきた。(頸髄損傷、右下腿切断)	・障害保険金13,452,000円(1級)
16	電気機械器具製造業	女性65歳	編組加工機の状況確認中、隣で作動していた加工機のギア部分に後ろ髪が巻き込まれた。(頭皮全剥脱創)	・休業保険金707,644円(508日分) ・障害保険金1,264,500円(9級)
17	機械器具製造業	男性45歳	製紙工場においてロールベアリング交換作業中、回流機スクリューの上で作業していた所、スクリューに巻き込まれた。	・死亡保険金8,412,600円
18	輸送用機械器具製造業	男性58歳	鋳造所の構内で湯道周りの砂を落としていた際、足を滑らせ高さ2.3mから落下した。(右脛骨高原骨折)	・休業保険金271,000円(125日分) ・障害保険金1,300,800円(10級)
19		男性26歳	工場内にて、4名で燃料給油車(20KL)について吐出検査の最中、前方燃料受け入れ側で燃料が急激に燃焼し始め引火、全身火傷の状態となった。	・死亡保険金5,451,600円
20		男性71歳	ダンプ修理中にフレームの間に頭部を挟まれた。	・死亡保険金9,900,000円
21	船舶製造又は修理業	男性76歳	構内にてオイルフェンスを点検しようと梯子を登っていたところ、高さ1mの所で手が滑り、落下した。(第1・第3腰椎圧迫骨折)	・障害保険金3,261,200円(8級)
22	計量器、光学機械、時計等製造業	男性58歳	工場内で炉に材料を入れる作業中、45キロのかごを持ち上げた際に腰を痛めた。(腰痛症)	・休業保険金676,305円(285日分)
23	その他の製造業	男性33歳	工場内のロータリーでシートを上下のロールに送っていたところ、勢い余って左手をロールの間に挟まれた。(左手デグロービング損傷)	・休業保険金270,480円(140日分) ・障害保険金6,763,400円(5級)
24		女性75歳	営業活動のため原付バイクで走行中、信号機の無い交差点で直進してきた軽自動車と出会い頭に衝突した。	・休業保険金13,300円(19日分) ・死亡保険金2,400,000円
25	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	男性72歳	自動車にて帰宅中、交差点を右折した際に対向車線の大型トラックと衝突した。	・死亡保険金4,300,000円
26	コンクリート製造業	男性24歳	工場内でセメント瓦の作成中、セメントが軽量機に詰まったので、羽のスイッチを切り忘れたまま取ろうとして手を入れてしまい、回転した羽に挟まれた。(左中手骨開放骨折)	・休業保険金218,776円(164日分)

### Ⅲ 運輸業の事例(業種コード71～74)

1	交通運輸事業	女性67歳	自社バス駐車場で夜間照明の点燈作業中、車止めのブロックにつまづいて転倒した。(左小指基節骨骨折)	・休業保険金304,000円(76日分)
2	貨物取扱事業	男性44歳	工場内の製品置場にて、製品をトラックに積載中、クレーンで吊り上げるためセットしている際、傾いた製品と製品の間で挟まれた。(外傷性腹膜破裂、小腸穿孔)	・休業保険金4,646,640円(236日分) ・障害保険金4,111,200円(9級)
3		男性47歳	積荷の荷卸作業中に後部ストッパーの落下に気付き、車両後部に立ち入った所、積荷の下敷きになった。	・死亡保険金10,180,000円
4		男性49歳	クレーンでトラック荷台に資材積込中、吊荷のバランスが崩れ、吊荷とともに荷台から落下した。	・死亡保険金10,527,000円
5	港湾荷役業	男性41歳	コンテナをトレーラーに積み込む作業中、コンテナの止め具をはずしてトレーラーに固定していたところ、コンテナが揺れて左手を挟まれた。(左手挫創)	・休業保険金10,152円(8日分)

### Ⅳ その他の業種の事例

1	林業	男性65歳	雑木林斜面で雑木の伐倒作業中、以前に伐倒し、かかり木となっていた雑木が倒れてきた。(腰椎粉碎骨折、肋骨骨折、肺挫傷)	・休業保険金2,135,760円(809日分)
2		男性31歳	社有林の山土場にて玉切り作業終了後、小枝をチェーンソーにて枝払い中、チェーンソーが枝にはじかれて左足親指部に当たり負傷した。(左第1中足骨開放骨折)	・休業保険金143,672円(125日分) ・障害保険金1,036,800円(9級)
3	定置網漁業又は海面魚類養殖業	男性42歳	ふぐ養殖場で養殖場の消毒作業中、鉄のおもりをシートの角に巻き付け、柵にかけて固定し、網の下に入れ作業船でシートを動かしたとき、固定していたおもりが外れ背中に当たり負傷した。(腰部打撲、腰椎横突起骨	・休業保険金22,200円(12日分)
4	その他の鉱業	男性52歳	プラント内の機械清掃時に、機械のローラーの上に足を乗せたため、ローラーが回転し身体のバランスを崩して左足をひねった。(第5中足骨骨折)	・休業保険金63,750円(51日分)
5	船舶所有者の事業	男性58歳	船舶を塗装中、脚立にかけていた足場板より転落した。(第7頸椎右横突起骨折)	・休業保険金313,956円(153日分)
6	清掃・火葬又はと畜の事業	男性72歳	廃棄物をトラック荷台に積み替えていた時、荷台に積み上げた廃棄物が崩れ、鉄パイプが左目に刺さった。(左眼球破裂)	・休業保険金2,172,000円(543日分) ・障害保険金4,800,000円(8級)
7	ビルメンテナンス業	男性35歳	ガラス清掃中、2階から3階にかけてある吹き抜けの外側ガラスの淵に足を掛けたところ滑ってしまい落下した。(右踵骨骨折、第1腰椎圧迫骨折)	・休業保険金237,074円(113日分) ・障害保険金1,049,000円(11級)
8		男性65歳	壁の高所部分の清掃作業中に脚立足場から足が滑って転落した。	・休業保険金492,456円(568日分) ・死亡保険金2,901,600円
9	その他の各種事業	男性64歳	灯油を配達し、路肩に止めていた車に戻った際、前方から車が来たので運転席側の横に立って待っていたところ、車が突っ込みはねられた。(両側急性硬膜下血腫)	・休業保険金992,994円(461日分) ・障害保険金10,772,000円(1級)
10		男性54歳	1階で書類をコピーして、2階へ上がる階段の途中で足を踏み外して転倒し、負傷した。	・休業保険金195,200円(61日分) ・障害保険金3,200,000円(11級)
11		男性69歳	原付バイクにて通勤途中、交差点にさしかかった際、左より直進してきた普通自動車にはねられた。	・休業保険金368,000円(184日分) ・障害保険金8,000,000円(2級)
12		男性59歳	顧客先に販売予定のクラッシャー(石を破碎する機械)の点検のため、クラッシャーの上(高さ3m程)でカバーシートを剥がす作業中、転落した。(脳挫傷)	・休業保険金816,630円(501日分) ・障害保険金8,153,000円(1級)
13		男性25歳	船底修理作業のため、潜水器具を装備して岸壁から入水した直後に水面上で溺れ、投げたロープを掴めず沈水溺死した。	・死亡保険金9,529,000円
14		男性73歳	原付バイクに跨り、道路より河川を監視中、誤って道路のガードレールの間から8m下の河川にバイクごと転落した。	・死亡保険金2,960,400円

15	農業又は海面漁業以外の漁業	男性76歳	豚舎の生け垣の剪定作業中、足場から滑り落ちた。(第2腰椎破裂骨折)	・休業保険金125,120円(160日分) ・障害保険金1,564,000円(8級)
16		男性61歳	ホタテ洗浄機施設でリフトからトラックにゴミを捨てる作業中、リフトのパレットから転落した。	・休業保険金213,060円(201日分) ・障害保険金5,303,000円(1級)
17	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	男性63歳	工事現場で交通誘導作業中、現場内を移動している際に道路の凹凸に足を取られ転倒した。(左膝蓋骨骨折、右橈骨頭骨骨折、頭部打撲傷)	・休業保険金211,200円(176日分) ・障害保険金120,020円(14級)
18	通信業、放送業、新聞業又は出版	男性36歳	バイクで夕刊配達中、乗用車と出会い頭に衝突した。(左外傷性血気胸、左多発肋骨骨折)	・休業保険金28,221円(23日分)
19	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	男性41歳	工場内で、チップからおが粉を製造する破砕ライン作業に伴う清掃作業中、ローラーに付着していたゴミを取ろうとして手を入れてしまい、巻き込まれた。(左上腕切断)	・休業保険金878,306円(481日分) ・障害保険金7,304,800円(4級)
20		女性67歳	バイクで新聞配達中、新聞を届けようと登り坂で停止しようとしたが、前輪ブレーキが凍結して掛かっておらず、バイクが後退しバランスを崩しバイクごと倒れ負傷した。	・障害保険金1,000,000円(11級)
21		男性54歳	漏水補修の為、屋上濡縁に降りた際、強風にあおられ転落した。	・死亡保険金4,368,000円
22		男性45歳	自動二輪車で出勤途中、交差点を通過中、対向から右折してきたタクシーにはねられた。	・死亡保険金9,554,000円
23		男性76歳	バイクで新聞配達中、停車中のトラック側面にハンドルが接触し転倒した。	・休業保険金32,928円(42日分) ・死亡保険金4,220,000円
24		男性63歳	倉庫整理中に鉄製パレットと運搬具に胸部を挟まれた。	・死亡保険金8,500,000円
25	金融業、保険業又は不動産業	男性75歳	花がら等の剪定屑の運搬積み下ろし作業中、運搬に使用していた軽トラックのバッテリーが上がってしまったため、坂道発進をさせようとして自力で車を押した際、アキレス腱を切った。(左アキレス腱断裂)	・休業保険金195,000円(180日分)

## 平成30年の労働災害発生状況（厚生労働省発表）

### 1 死亡災害

労働災害による死亡者数は909人で、平成29年の978人に比べ69人(7.1%)の減少、過去最少となった。

業種別では、建設業が309人(対前年比14人・4.3%減)、製造業が183人(同14人・4.3%増)、林業が31人(同9人・22.5%減)、陸上貨物運送事業が102人(同35人・25.5%減)となった。

### 2 休業4日以上之死傷災害

労働災害による休業4日以上之死傷者数は127,329人で、平成29年の120,460人に比べ6,869人(5.7%)の増加となった。

業種別では、製造業が27,842人(対前年比1,168人・4.4%増)、建設業が15,374人(同245人・1.6%増)、陸上貨物運送事業が15,818人(同1,112人・7.6%増)、小売業14,947人(同1,066人・7.7%増)、社会福祉施設が9,545人(同807人・9.2%増)、飲食店が5,015人(同294人・6.2%増)となった。

### 3 事故の型別による死亡災害・死傷災害発生状況

#### (1) 死亡災害

高所からの「墜落・転落」が256人(前年比2人・0.8%減)、「交通事故(道路)」が175人(同27人・13.4%減)、機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」が113人(同27人・19.3%減)となった。

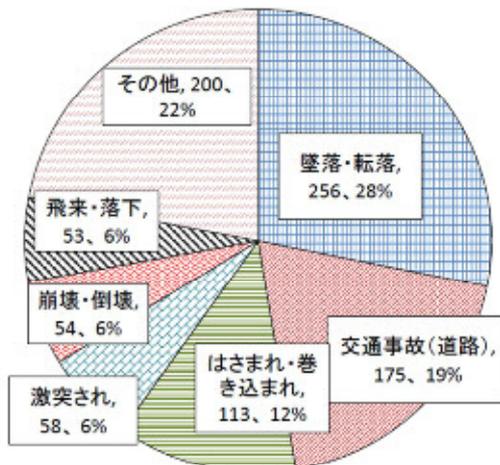
#### (2) 死傷災害

つまずきなどによる「転倒」が31,933人(前年比3,523人・12.4%増)、高所からの「墜落・転落」が21,221人(同847人・4.2%増)、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が16,958人(同781人・4.8%増)となった

## 平成30年事故の型別労働災害発生状況（確定値）

### 死亡災害

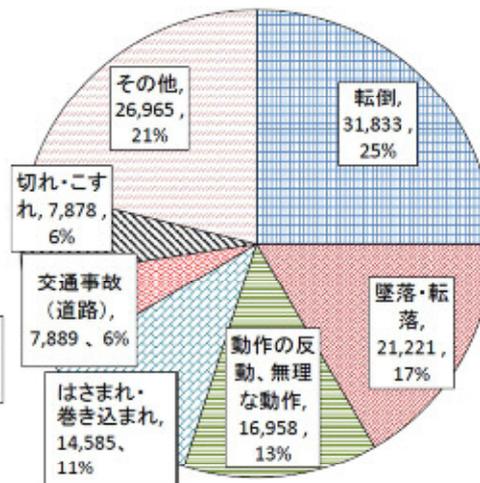
909人、前年同期比▲7.1%



出典：死亡災害報告

### 休業4日以上之死傷災害

127,329人、前年同期比+5.7%



出典：労働者死傷病報告

#### 4 業種別の災害発生状況

##### (1) 製造業の災害発生状況

###### ○ 死亡者数と死傷者数

死亡者数は、前年より23人(14.4%)増加し、死傷者数も前年より1,168人(4.4%)増加した。

###### ○ 事故の型別

死亡災害、死傷災害ともに機械等による「はさまれ・巻き込まれ」が最も多く、全数に占める割合は死亡災害が26.2%、死傷災害が25.3%となっている。

##### (2) 建設業の災害発生状況

###### ○ 死亡者数と死傷者数

死亡者数は前年を下回り、14人(4.3%)減少、死傷者数は前年を上回り、245人(1.6%)増加した。

###### ○ 事故の型別

死亡災害、死傷災害ともに「墜落・転落」が最多で、全数に占める割合はそれぞれ44.0%、33.5%となった。死亡災害では「交通事故(道路)」が

大幅に減少したが、死傷災害では「高温・低温物との接触」、「激突され」が大幅に増加した。

### (3) 林業の災害発生状況

#### ○ 死亡者数と死傷者数

死亡者数は、前年より 9 人 (22.5%) 減少したが、死傷者数は、前年より 28 人 (2.1%) 増加した。

#### ○ 事故の型別

死亡災害では、前年から大幅に減少したが、「激突され」が最も多い。死傷災害では、「激突され」、「切れ・こすれ」、「飛来・落下」が多いが横ばいあるいは減少傾向にある。一方、「墜落・転落」、「転倒」は前年から大幅に増加した。

### (4) 陸上貨物運送事業の災害発生状況

#### ○ 死亡者数と死傷者数

死亡者数は、大幅に増加した前年より 35 人 (25.5%) 減少したが、死傷者数は、前年より 1,112 人 (7.6%) 増加し、3年連続の増加となった。労働者死傷病報告による死傷者数が 15,000 人を超えたのは平成 20 年以来 10 年ぶり。

#### ○ 事故の型別

死亡災害では、「交通事故 (道路)」が最も多いが、近年は横ばい又は微減となっている。近年増加している「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」などの荷役作業時に発生する災害も昨年は減少したものの、「高温・低温物との接触」が大きく増加した。死傷災害では、「交通事故 (道路)」は減少したものの、「墜落・転落」、「転倒」、「動作の反動・無理な動作」が増加した。

### (5) 第三次産業 (小売業、社会福祉施設、飲食店) の災害発生状況

#### ○ 死亡者数と死傷者数

死傷者数は、前年比で小売業が 1,066 人 (7.7%)、社会福祉施設が 807 人 (9.2%)、飲食店が 294 人 (6.2%) 増加した。小売業と社会福祉施設では、死傷年千人率も前年を上回った。

#### ○ 事故の型別

死傷災害は、いずれの業種も「転倒」が多く、全体の約 3 分の 1 を占め、大幅に増加した。また、社会福祉施設では、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」も多く、増加を続けている。

5 小規模事業所の労働災害は発生頻度・程度が約4倍

厚生労働省の平成30年労働災害動向調査（100人以上規模の事業所における1年間の労働災害の発生状況）の結果によると、労働災害発生頻度を示す度数率は1.83（前年1.66）、労働災害の重さの程度を示す強度率は0.09（同0.09）となり、前年からほぼ横ばいだった。

しかしながら、事業所規模が小さくなるほど度数率、強度率ともに高まる傾向があり、度数率は1,000人以上規模が0.52に対し、100～299人規模が2.54、強度率は1,000人以上規模が0.03に対し100～299人規模が0.13と、労働災害発生頻度、重さの程度ともに小規模事業所のほうが約4倍高くなっている。

（調査は、100人以上の常用労働者がいる1万5,243事業所に実施。有効回答は1万829事業所、有効回答率は71.0%だった。）

（平成30年度労働災害動向調査より）

事業所規模別労働災害率（事業所規模100人以上）

平成30年

区分	度数率					強度率				
	計	1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人	計	1,000人以上	500～999人	300～499人	100～299人
調査産業計	1.83	0.52	1.10	1.74	2.54	0.09	0.03	0.05	0.09	0.13
漁業を除く調査産業計	1.83	0.52	1.10	1.74	2.54	0.09	0.03	0.05	0.09	0.13
（平成29年）	(1.66)	(0.56)	(1.09)	(1.39)	(2.34)	(0.09)	(0.03)	(0.05)	(0.05)	(0.14)

注：平成30年から調査対象産業に漁業を追加したことから、平成29年以前との時系列比較のために「漁業を除く調査産業計」の数値を集計している。

## 6 労災事件における賠償額

番号	判決年	裁判所名	事 故 内 容	金額(万円)
1	昭和52年	横浜地裁	エアーグラインダー砥石が破壊し両目失明、鼻骨欠損	7,595
2	昭和60年	松山地裁	海底ケーブル埋設工事で潜水病に罹患	7,366
3	平成元年	千葉地裁	クレーン積荷の落下による負傷	1,216
4	6年	横浜地裁	移動式クレーンで積み込み作業中に積み荷が落下	16,524
5	6年	東京高裁	同僚の居睡運転による負傷	1,320
6	8年	東京地裁	荷物運搬用リフトの落下による負傷	928
7	8年	浦和地裁	住宅建築における大工の転落	3,320
8	8年	東京地裁	警備業務従事者の脳梗塞発症	1,066
9	8年	大阪高裁	フォークリフトとの衝突による負傷・死亡	2,996
10	9年	最高裁	外国人労働者の製本機による負傷	216
11	9年	福岡高裁	アスファルトの引火、爆発による火傷	1,206
12	10年	大阪地裁	運送会社従業員の腰痛	1,519
13	10年	金沢地裁	酒造り職員の脳梗塞	1,455
14	10年	札幌地裁	工事が遅れたことを気に病んで自殺	9,164
15	11年	千葉地裁	アルゴンガスによる酸欠死	5,201
16	11年	神戸地裁	打球によるキャディの負傷	110
17	11年	東京高裁	フォークリフト運転手の挟まれ事故	1,006
18	12年	広島地裁	特注ソース製造作業者が過酷な労働環境により自殺	11,111
19	12年	最高裁	幼稚園保母の退職後の自殺	1,150
20	12年	最高裁	システムエンジニアの脳幹部出血による死亡	3,230
21	16年	福島地裁	医師が診察室で患者に刺殺	13,228

22	19年	大阪地裁	医師が自宅で急性心機能不全により死亡（特発性心筋症の基礎疾患があった）	10,692
23	19年	福岡高裁	時間外休日労働の急増とトラブル対応により自殺	7,430
24	20年	名古屋高裁	入社間もない薬剤師が、長時間労働により、突発性心室細動等の致死性不整脈により死亡	8,698
25	21年	釧路地裁	残業などでうつ病を発症し、上司からの叱責により自殺	10,398
26	21年	福岡地裁	長時間労働など過重な業務によりうつ病を発症して自殺	9,905
27	21年	東京高裁	長時間労働と過大な精神的負担により自殺	5,199
28	22年	鹿児島地裁	ファミレスの責任者が長時間労働により心室細動で意識不明	18,759
29	26年	熊本地裁	長時間労働によりうつ病を患い、些細なミスで責任を感じ、職場で投身自殺	12,776

---

労保連労働災害保険加入勧奨実施マニュアル

令和元年7月

---

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会

〒102-0076 東京都千代田区五番町1-2番地3

五番町YSビル5F

電話 03 (3234) 1481

FAX 03 (3234) 8880

本書の無断複写複製を禁じます。

---



一般  
社団法人

**全国労働保険事務組合連合会**